

【整理番号 2】

## 第 2 回 京都府丹後地区絹織物業最低工賃専門部会 議事要旨

令和 6 年 12 月 13 日

|  |   |
|--|---|
| 開催日時   | 令和 6 年 12 月 9 日 (月) 午後 1 時 27 分 ~ 午後 3 時 35 分 (128 分間)  |
| 場 所  | 京都労働局 6 階会議室  |
| 出席状況   | 公益代表委員 出席 3 名 欠席 0 名<br>家内労働者代表委員 出席 3 名 欠席 0 名<br>委託者代表委員 出席 3 名 欠席 0 名                                    |
| 主要議題   | 1 第 1 回京都府丹後地区絹織物業最低工賃専門部会での意見確認<br>2 資料説明<br>3 京都府丹後地区絹織物業最低工賃の枠組みの決定について<br>4 京都府丹後地区絹織物業最低工賃金額審議の進め方について |
| <b>議事要旨・議事録</b><br>本会議は 公開・非公開<br><br>1 部会長から第 1 回最低工賃専門部会での意見集約の内容を説明。品目、規格の枠組みを「後染め」は現行のまま、「先染め」は品目を大きくまとめたうえで、金額を設定するという方向を再確認。続いて、「先染め」の枠組みについての審議を先行し、枠組みの決定後、最低工賃額の審議に入ることを提案、全委員了承。<br>2 第 1 回最低工賃専門部会での委員主要意見、前回最低工賃引き上げ時からの最低賃金引き上げ状況、前回最低工賃改正時の金額提示状況等の資料について事務局から説明。<br>3 委託者委員から先染めの枠組みを帯と正絹着尺の 2 つにすること、各品目についての最低工賃金額の提示、帯について織機の 1 台持ち、2 台持ちで最低工賃額を区分するとの主張がなされた。<br>4 家内労働者委員から 1 台持ち、2 台持ちでの区分、委託者委員の提示金額に異議が出された。<br>5 公益委員から 1 台持ち、2 台持ちは最低工賃の区分としてではなく、あくまで金額算定の主張根拠として理解しており、最低工賃の区分とすることに疑義が出された。<br>6 部会長からまず枠組みを決定後、金額を審議するため、論点を切り離すよう求める。<br>7 帯について織機規格による区分を廃止し、ひと区分とする場合、現行設定されている最低工賃額が下限となる点につき、委託者委員が異議を提示。<br>8 第 3 回専門部会 12 月 23 日開催を確認。 |   |